

川崎市立学校における アレルギー疾患を有する 児童生徒への対応マニュアル

川崎市教育委員会

令和7年3月一部改訂版

目 次

◆学校におけるアレルギー疾患対応の三つの柱	1
1 アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有	
（１）アレルギー対応の流れ	2
（２）具体的対応の手順	3
ア アレルギー疾患を有する児童生徒の把握	
イ 学校生活管理指導表等の提出	
ウ アレルギー疾患に関する校内対応組織の設置、会議の開催	
エ 保護者との面談	
オ アレルギー疾患に関する校内対応委員会の開催	
カー１ 保護者への対応内容の通知	
カー２ 校内での周知	
カー３ 市立学校間における情報の引継ぎ	
2 日常の取組と事故防止	
（１）学校生活上の留意点	5
（２）学校給食における食物アレルギー対応について	6
ア 川崎市立学校給食における食物アレルギー対応方針	
イ 具体的対応の手順	
ウ アレルギー表示の対象となる食品と給食での対応について	
エ 調味料等への対応について	
オ 教職員の役割	
3 緊急時の対応	
（１）アナフィラキシー発症時の対応の流れ	14
（２）研修会の実施	15
◆川崎市立学校におけるアレルギー対応Q & A	16
◆参考資料	
資料１ 学校生活管理指導表（見本 A・B）	22
資料２－① 学校生活管理指導表 添付書類（保護者用）	23
資料２－② 学校生活管理指導表 添付書類（主治医用）	24
資料３ アレルギー対応表（ぜん息等 食物以外）	26
資料４ 食物アレルギー調査票	27
資料５－① 献立表（食材詳細版）	28
資料５－② 加工食品の配合内容表	29
資料５－③ 個人アレルギー食品一覧表	30
資料６－① 小学校・特別支援学校用 家庭配布用献立表の記載例	31
資料６－② 中学校用 家庭配布用献立表等の記載例	32
資料７－① 学校給食における食物アレルギー対応決定通知書	33
資料７－② 学校給食における食物アレルギー対応決定通知書 記入例	35
資料７－③ 学校給食における食物アレルギー対応解除の追記 記入例	40
◆様式	
様式第１号 川崎市立学校におけるアレルギー事故発生報告書	43

◆学校におけるアレルギー疾患対応の三つの柱

1 アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」（文部科学省監修）、「学校生活管理指導表（医師の診断）」活用の徹底

2 日常の取組と事故防止

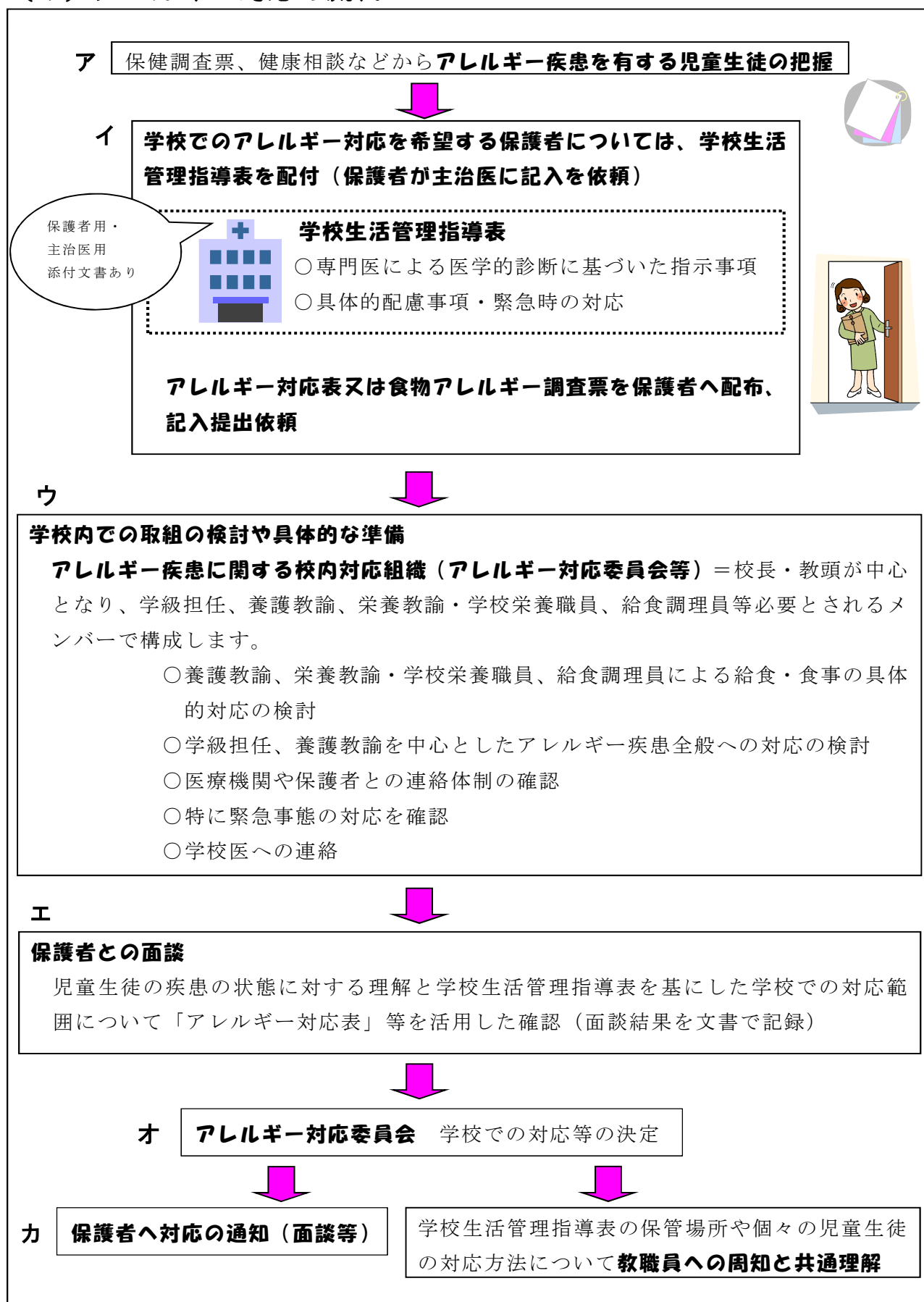
- ・学校生活管理指導表の「学校生活上の留意点」を踏まえた日常の取組
- ・組織対応による事故防止

3 緊急時の対応

- ・研修会・訓練等の実施、体制の整備

1 アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

(1) アレルギー対応の流れ



(2) 具体的対応の手順

ア アレルギー疾患を有する児童生徒の把握

学校は、就学時健康診断や定期健康診断をはじめ保健調査票、家庭訪問、教育相談などからアレルギー疾患を有する児童生徒の把握をします。

イ 学校生活管理指導表等の提出

学校生活を送る上でアレルギー対応を希望する保護者に対しては、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用：川崎市教育委員会改編（令和 3 年度改訂版）」（以下「管理指導表」という。）（資料 1）を配付して提出を求めます。

アレルギー疾患を有する児童生徒全員の保護者に提出を求めるものではありませんが、学校給食において、学校でのアレルギー対応を希望する保護者に対しては、医師の診断による学校生活管理指導表 A（食物アレルギー用）（資料 1）の提出を必ず求めます。

* 管理指導表は、主治医（専門医）の診断および検査結果等、医学的根拠により、記入されるものです。また、この管理指導表に基づいて、学校と保護者が緊急時の対応等について確認します。

管理指導表の記入にあたっては、医療機関によって文書料がかかる場合がありますが、症状等に変化がない場合であっても配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求めます。

併せて、アレルギー対応表又は食物アレルギー調査票の記入提出を保護者に求めます。

（資料 3 又は 4 参照）

ウ アレルギー疾患に関する校内対応組織の設置、会議の開催

学校長を責任者とし、アレルギー対応委員会等アレルギーについて対応できる組織を設置します。組織では、校内の児童生徒のアレルギーに関する情報を集約し様々な対応を協議、決定します。

＜構成例＞

- ・委員長 校長
- ・委員 ・副校長・教頭
 - ・教務主任
 - ・学級担任
 - ・保健主任
 - ・養護教諭
 - ・食物アレルギーにあたっては、栄養教諭・学校栄養職員、給食主任、給食調理員など
 - ・アナフィラキシー、気管支ぜん息の発作等の対応については、体育科担当教諭・部活動担当教諭など

エ 保護者との面談

学校は、アレルギー疾患（食物アレルギー・アナフィラキシー、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎）のため、学校生活を送る上で何らかの配慮が必要な児童生徒の保護者に対して、面談を実施し当該児童生徒の病態や管理指導表の確認等を行います。面談は、管理職及び実務者（養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、学級担任等）が必ず出席し、可能な限り関係職員が幅広く参加できるようにします。面談では、アレルギー対応表（資料3）又は食物アレルギー調査票（資料4）を活用して、確認をします。

医薬品、エピペン®については、Q & A（p.16～20）を参照して、確認を行ってください。

オ アレルギー疾患に関する校内対応委員会の開催

管理指導表、アレルギー対応表又は食物アレルギー調査票に基づき、対象となる児童生徒ごとに、対応内容を検討・決定します。

※学校給食における食物アレルギー対応については、p.6～を参照してください。

カー1 保護者への対応内容の通知

学校は、対応内容の決定後、面談や文書等（資料7ー①）で保護者へその内容を通知し、了解を得ます。

カー2 校内での周知

学校は、管理指導表やアレルギー対応表、食物アレルギー調査票など個々の児童生徒への対応について記した文書を一括して保管するとともに、保護者の同意を得て、その内容を教職員全員に周知徹底します。

カー3 市立学校間における情報の引継ぎ

市立学校間における進学や転学等の場合には、保護者の了解を得た上で、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の写し等により、アレルギーを有する児童生徒に関する情報（配慮事項等を含む。）を、学校間で確実に引継ぎます。

2 日常の取組と事故防止

(1) 学校生活上の留意点

		気管支ぜん息	アトピー性皮膚炎	食物アレルギー アナフィラキシー
学 校 で の 活 動	動物との接触を 伴う活動	誘発原因である場合には避ける		—
	ホコリ等の舞う 環境での活動	避ける マスクの着用	避ける	—
	長時間の紫外線下 での屋外活動	—	紫外線対策	—
	運動 (体育・部活動 等)	運動誘発対策	汗対策	運動誘発対策
	プール指導	運動誘発対策	塩素対策 紫外線対策	運動誘発対策
	給食	—	—	原因食物の除去
	食物・食材を扱う 授業・活動	—	—	食べる、吸い込む、 触れる、に注意
	宿泊を伴う 校外活動	医療機関の確認 持参薬の有無や管理	持参薬の有無や管理	医療機関の確認 持参薬の有無や管理
		宿泊先の環境整備	宿泊先の環境整備	食事の配慮

※給食については、本マニュアル次頁～参照



注意を要する事項



時に注意を要する事項

(文部科学省・(公財)日本学校保健会 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」参照)

（２）学校給食における食物アレルギー対応について

ア 川崎市立学校給食における食物アレルギー対応方針

学校給食における食物アレルギーについては、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（公益財団法人日本学校保健会発行）に基づく対応をすることとされている。全ての児童生徒が、給食時間を安全かつ楽しんで過ごせるようにするためには、安全性を最優先し、組織的に対応することが不可欠。

○「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成 27 年 3 月、文部科学省）
大原則（抜粋）

- ・食物アレルギー対応委員会等により**組織的**に行う
- ・医師の診断による「学校生活管理指導表」の**提出を必須**とし、対象者を限定する
- ・安全性確保のため、原因食物の**完全除去対応**（提供するかしないか）を原則とする
- ・学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み**無理な（過度に複雑な）対応は行わない**



【川崎市立学校給食における食物アレルギー対応方針】

- 食物アレルギーについて対応できる組織等を設置する。（学校長を委員長とし、年度ごとに委員を決定する。）
- 学校での対応を求める児童生徒については、医師の診断による学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出を必ず求める。
※症状等に変化がない場合であっても配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求める。
- 除去食対応食品は、表示義務のある特定原材料 8 品目（卵、乳、小麦、えび、かに、落花生、そば、くるみ）とし、代替食対応は行わない。
※本市の学校給食では、えび、かに、落花生、そば、くるみは使用しない。
- 小・特別支援学校においては、施設設備、人員等を考慮し、上記 8 品目を上限として対応する品目は各学校で検討し決定する。食べるか食べないかの二者択一とする。
- アレルギー対応献立はできる限り最小限に集約して調理するようにし、原因食物ごとに別々の献立や調理方法を設定しない。（除去すべき複数原因食材全てを除去した料理一種類のみ調理し、全ての該当アレルギー児童生徒に共通して提供する。）
- 高等学校定時制の夜間給食については、除去食対応はしないが、必要に応じてアレルギーの原因となる食物等の使用について情報提供を行う。
- 事故防止徹底のため、全ての事故及びヒヤリハット事例の報告を求める。

イ 具体的対応の手順

(ア) アレルギー疾患に関するアレルギー対応委員会の開催

アレルギー疾患に関するアレルギー対応委員会

①学校全体の食物アレルギー対応児童生徒人数と個々の状態、状況を確認し共有する。

②給食における対応を検討する。

③面談における確認事項

- ＜対応内容＞
- A：除去食対応（卵・乳・小麦）（一部弁当対応を含む）
 - B：一部弁当対応（一部の献立だけ弁当を持参する・情報提供を含む）
 - C：情報提供のみ（一部弁当は持参しない）
 - D：完全弁当対応（すべての献立に関して弁当を持参する）
 - E：牛乳のみ（飲用牛乳以外停止）
 - F：対応なし（自分で献立表等を確認し、食べるか食べないかを判断し、自己管理する）

(イ) 保護者との面談を実施

学校参加者:校長、教頭、学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、給食主任等
面談方法:保護者から提出された書類と聴取事項は、記載もれがないように確認する。

- ・学校給食の対応を検討するために「食物アレルギー調査票」の学校記入欄に記入をする。

※管理指導表から必要な事項は備考に記載する。

＜確認書類＞「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用 川崎市教育委員会改編）」
「食物アレルギー調査票」

※「アレルギー対応表（ぜん息等 食物以外）」も提出されていれば併せて確認

＜確認事項・聴取事項＞ 「食物アレルギー調査票」学校記入欄に記入

1. 医療機関、医師名および指示内容
2. 食物アレルギーの原因となる食品
3. 食物アレルギーの症状・既往歴
4. 食物以外のアレルギーの有無
5. 家庭での除去食や代替食の状況等
加工食品の原材料の注意喚起表示※についての確認（微量の混入について除去の必要がある場合は、原則弁当対応とする。）
6. 給食の加工食品の配合内容表など情報提供とその具体的なやりとりの仕方
7. 留意点（運動誘発性など）
8. 学級内の児童生徒及び保護者へ当該児童生徒の食物アレルギー情報を提供することについての了解

※ 注意喚起表示：原材料表示の欄外にある『本品製造工場では〇〇（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています』などの表記は注意喚起表示といえます。工場内で起こりうる意図しない混入（コンタミネーション）への配慮を意味し、この表示があっても最重症の患者でなければ通常食べることができます。

(ウ) アレルギー疾患に関する対応委員会の開催、対応の決定

管理指導表などの資料に基づき、対象となる児童生徒ごとに、対応内容を検討し、決定する。

(エ) 保護者への対応内容の通知（必要な場合は面談を行う。）

保護者には、「学校給食における食物アレルギー対応決定通知書」等で給食決定内容の説明を行い、了解を得る。

- ・統一献立給食の説明（献立内容、使用食材等）
- ・調理現場の説明（大量調理の状況、設備、人員配置等）

※給食での「除去食」が提供できない場合には、丁寧にその理由や状況を説明し、保護者の理解を得る。

(オ) 児童生徒一覧表の作成

学校全体の給食対応者の確認をし、決定事項を一覧表にまとめる

(カ) 全職員の対応

食物アレルギー対応について全職員への周知

(キ) 給食での対応開始

対応の確認

給食の加工食品の配合内容表等の情報提供として次の資料を保護者に配付する。

- ①献立表（食材詳細版）1部（資料5－①）
- ②加工食品の配合内容表 1部（資料5－②）
- ③個人アレルギー食品一覧表 一人につき1部（資料5－③）

※保護者が確認したものを回収し、写しを保護者へ渡す。

情報提供のみの場合は①②

※校内で対応する時の資料は、保護者に配付し確認されたものとし、他の書類に転記はしない。

(ク) 定期的な見直し

保護者が学校給食における対応の継続を希望する場合は、基本的に、毎年、管理指導表の提出を求めます。

(ケ) 決定後、変更が生じた場合の対応

日頃から保護者との連携を密にし、児童生徒の健康状況を把握し、よりよい対応ができるようにする。お互いに情報交換を十分に行い、具体的な対応について相互理解を図るようにする。

①学校の基本対応に変更が生じた場合

保護者に決定内容等を知らせるとともに、今後の対応について納得が得られるように話し合いを行う。

②日々の献立内容や使用食材等に変更が生じた場合

アレルギー対応食の提供について変更が生じた場合は、速やかに保護者に連絡する。

③医師からの指示内容に変更が生じた場合（解除も含む）

※日本学校保健会「**学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン**《令和元年度改訂》」のp.93に掲載されている「**除去解除申請書**」は、川崎市では使用しない。

通院中の医師から治療指示内容に変更が生じた場合は、保護者から速やかに学校へ連絡をもらい、再度管理指導表の提出を依頼する。

ウ アレルギー表示の対象となる食品と給食での対応について

アレルギーの原因となることが知られている食品のうち表示が義務づけられている8品目は、症例数の多さや症状の重篤さから、原材料として使った場合だけでなく、加工食品を製造する際にこれらの8品目に由来した食品添加物についても、これらが使われたことがわかるよう必ず表示してあります。

アレルギーの原因となることが知られている食品のうち表示が推奨されている20品目も、これらが使われたことがわかるよう表示することが勧められています。

■アレルギー表示対象品目

表 示	名 称
【義務】 特定原材料（8品目）	卵、乳、小麦、えび、かに、落花生（ピーナッツ）、そば、くるみ
【推奨】 特定原材料に準ずるもの（20品目）	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、ごま、カシューナッツ、マカダミアナッツ

小学校・特別支援学校では、給食で、義務づけの特定原材料8品目を使用した加工食品を提供する場合は、「家庭配布用献立表」の中に記載しています。（資料6－①参照）

中学校では、義務づけの特定原材料8品目を使用した献立を提供する場合は、「家庭配布用献立表」に（乳）などの表示をしています。献立に使用している食品については、「献立表（食材詳細版）」で確認してください。（資料6－②参照）

加工食品に含まれる具体的な食品については、「加工食品の配合内容表」で見ることができます。（資料5－②参照）

食物アレルギーは、いつ発症するか予測できるものではありません。

アレルギーの原因となることが知られている食品が給食において提供され、児童生徒がその食品を初めて食べる場合には、保護者からの情報が把握できるように給食だよりなどで周知を図ってください。また、保護者から申し出があった場合は、給食においてどのような対応を実施していくのかについて詳細を把握し校内対応委員会で検討し、その対応について保護者と共通理解のもと適切な対応を行ってください。

その他、これまでに食べた経験がある食品でも、アレルギー症状を発症する場合があります。アレルギー症状が出た場合は、速やかに救急処置を行うとともに、保護者と連絡を取り合いながら医療機関へつなげる等の適切な対応を行ってください。

エ 調味料等への対応について 参照 文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」p.19

卵 マヨネーズやアイスクリーム、カスタードクリームなどに入っている鶏卵は十分に加熱されていないので注意が必要です。

小麦 しょうゆの原材料に利用される小麦は、しょうゆを作る過程で小麦のたんぱく質が完全に分解され、完成したしょうゆには残存していません。このため、原材料に小麦の表示があっても、しょうゆを除去する必要は基本的にありません。（酢の原材料に利用される小麦の場合も同様です。）大麦やライ麦など他の麦類は、小麦アレルギーの原因にはならないので、基本的に避ける必要はありませんが、大麦やライ麦には小麦と交差抗原性※¹があることが知られているため、除去の必要の有無を主治医に確認します。

大豆 精製した大豆油には大豆のたんぱく質は含まれないため、大豆油を除去する必要は基本的にありません。発酵食品であるしょうゆ・みそは製造の過程で大部分の大豆たんぱく質が分解されるため、除去する必要は基本的にありません。

加工食品に含まれる「たんぱく加水分解物※²」は、広く動植物たんぱくから製造されます。分解の程度にも幅があるので、原料及びその分解度について確認が必要です。

※1 交差抗原性：異なる食物でも原因たんぱく質の構造が似ている場合、原因食物以外でも症状が誘発されることがあります。これを交差抗原性といい、起きる反応を交差反応といいます。交差抗原性が認められる食物で症状が誘発されるかどうかには個人差があり、主治医の指示に従って除去します。

※2 たんぱく加水分解物：肉、大豆、小麦、魚、とうもろこしなどのたんぱく質を原料としており、「うまみ調味料」として使用されます。

オ 教職員の役割

(ア) 管理職（校長等）の役割

全職員への指導等

- ・校長のリーダーシップのもと、職員がアレルギー症状や対応に共通理解が図れるよう指導する。
- ・校内の全職員がアレルギーに関する正しい知識をもち、情報を共有することが大切であるため、年1回以上は、アレルギーについての研修を行う。

保護者への対応

- ・保護者と面談した際、学校としての基本的な考え方等を説明する。

食物アレルギー対応委員会

- ・食物アレルギー対応委員会を開催する。

学校給食などへの対応

- ・市の基本的な対応方針（p.6）を確認するとともに、関係職員との話し合い、その他の諸状況を勘案して対応を決定する。

緊急体制の整備

- ・アレルギー症状が発症した場合の対応を決めておく。また、救急車を要請した場合は、教育委員会健康教育課、区教育担当に連絡・報告する。（p.43様式第1号）

(イ) 学級担任の役割

保護者への対応

- ・保護者の申し出や各調査等により食物アレルギー疾患の児童生徒を把握する。養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等とともに保護者との面談日時を調整し面談を行い、学校生活上の留意点や緊急時の対応、主治医や保護者の連絡先等を確認する。対応が決定後、学校における対応について保護者と相互理解を図るなど連携をする。

食物アレルギーに対する児童生徒への指導

- ・児童生徒に対して、当該児童生徒を正しく理解できるように指導を行い、偏見やひやかし等が生じないように配慮する。
- ・児童生徒が誤食に気づいた時や食後体調の変化を感じた時は、すぐに申し出るように指導する。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒が安全で楽しい給食の時間を送ることができるよう配慮する。

学校給食に関する留意点

- ・配膳時、誤配がないかを、個人アレルギー食品一覧表（資料５－③）により確認する。
- ・児童生徒が原因食品を除去して食べる場合は、当日の献立と使用食品を確認する。さらに、児童生徒が原因食品を除去したか確認する。
- ・除去食の場合は、原則、学級担任が給食調理員等から直接受け取り、学年組、氏名、献立名と除去内容等を確認する。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒が給食当番を行う際には、原因食品に触れることがないように配慮する。

（ウ） 養護教諭・保健主任の役割

アレルギー疾患の児童生徒、保護者への対応

- ・学級担任、栄養教諭・学校栄養職員等との連携を図る。
- ・保護者の申し出や各調査等により、食物アレルギー疾患の児童生徒を把握し、学校での対応を希望する保護者には、管理指導表の提出を依頼する。
- ・保護者と面談を行い、学校生活上の留意点や緊急時の対応、連絡先等を確認する。
- ・主治医、学校医と連携を図り、該当児童生徒にアレルギー症状が出た場合の応急手当ての方法や連絡先を確認する。（エピペン®の保管場所や使用方法等を含む。）

全職員への指導

- ・食物アレルギーについての正しい知識を全職員に周知し、常に学級担任、栄養教諭・学校栄養職員、他の校内職員との連携を図る。
- ・除去食等の食物アレルギー対応をしている場合は、職員間で情報を共有し、学級担任以外でも給食・昼食時の食物アレルギー対応ができるようにする。
- ・緊急時の対応や主治医や保護者の連絡先等、保護者からの情報を全職員に伝える。

（エ） 給食主任の役割

- ・食物アレルギーについての正しい知識をもつ。
- ・保護者と面談を行い、学校生活上の留意点や緊急時の対応、連絡先等を確認する。
- ・栄養教諭・学校栄養職員の未配置校においては、担当する栄養教諭等と連携を図る。

（オ） 栄養教諭・学校栄養職員の役割

学校給食の除去等が必要な児童生徒の保護者への対応

- ・食物アレルギーについての正しい知識をもつ。
- ・学級担任、養護教諭等とともに、保護者と対応について定期的に確認する。
- ・給食献立の情報（献立表（食材詳細版）、加工食品の配合内容表、個人アレルギー食品一覧表）を保護者へ提供する。

※従来の多段階対応では、１）完全除去、２）少量可、３）加工食品可、４）牛乳を利用した料理可、５）飲用牛乳のみ停止など様々なレベルがあったが、安全性を最優先するため多段階対応はせず「完全除去を基本」として作業を単純化する。原因

食物ごとに別々の除去食は設定しない。

教職員・給食調理員への対応

- ・学校給食で対応できる内容を関係職員と十分調整し、校長に報告する。
- ・給食調理員等と混入・誤配食がないようにアレルギー対応調理作業の綿密な打ち合わせを行う。
- ・給食時の注意点や給食を通じて食物アレルギーに対する食事全般の指導等を全職員へ伝える。

個別指導への取り組み

- ・必要に応じて保護者と面談を行い、日頃から電話や連絡ノート等を利用して課題や状況を確認する。
- ・保護者から面談の希望があった場合は、日程を調整して応じる。

栄養教諭・学校栄養職員未配置校への対応

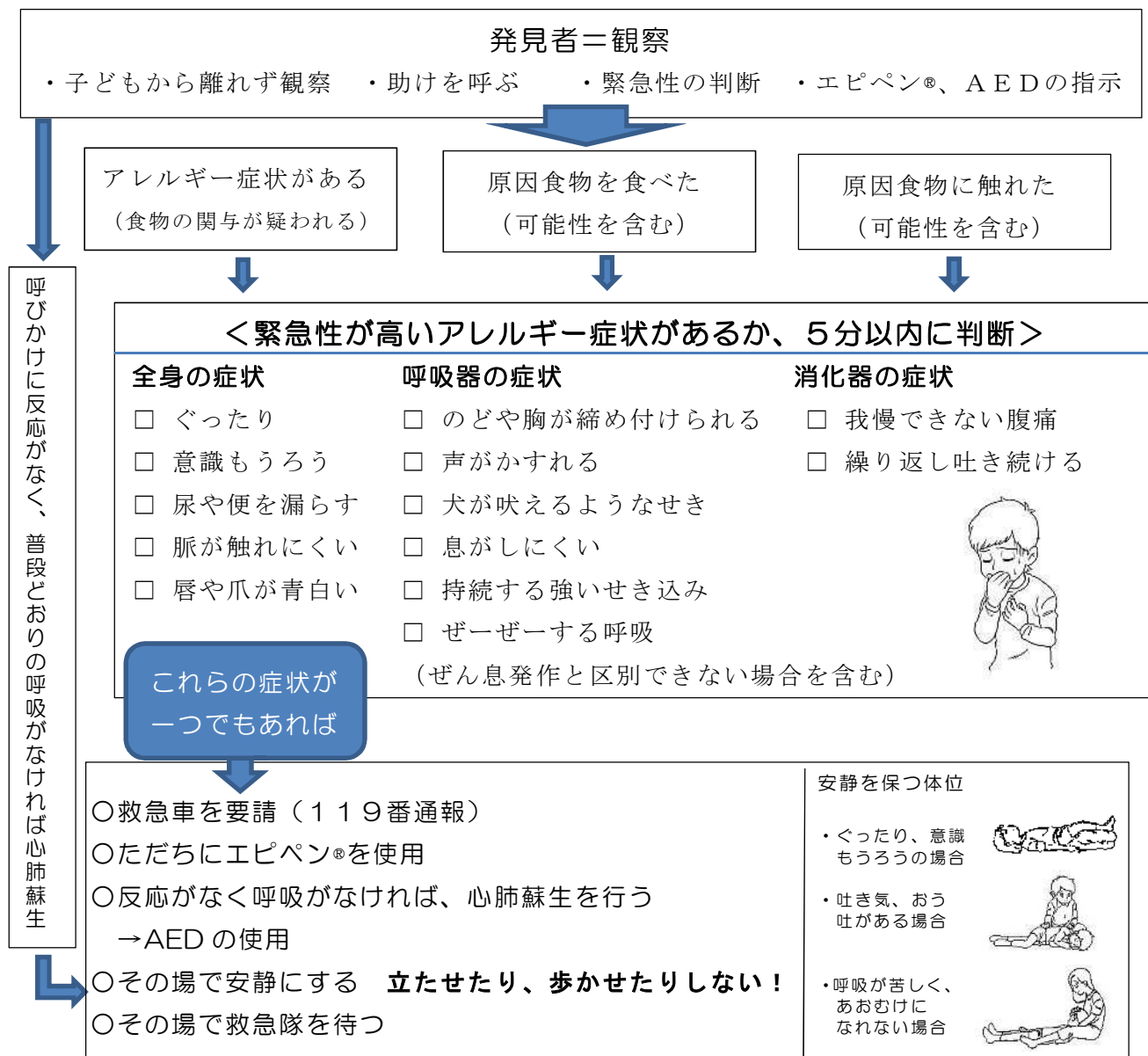
- ・学校からの相談に応じ、個別面談や食物アレルギー対応の確認などを行う。

(力) 給食調理員の役割

- ・食物アレルギーについての正しい知識をもつ。
- ・学校給食でできる対応について、関係職員と共通理解を図る。
- ・食物アレルギー対応委員会の決定事項に基づいた調理法について検討する。
- ・混入・誤配食がないように、調理作業の綿密な打合せを行い、作業工程表・作業動線図等を確認し調理する。
- ・物資の表示を確認し、原材料に除去すべき食品があった場合は速やかに関係者に報告する。

3 緊急時の対応

(1) アナフィラキシー発症時の対応の流れ



■食物アレルギーを有する児童生徒が、給食直後に体調不良となった場合は、アレルギー症状を疑い、当該児童生徒から目を離さないようにしてください。

■学校の管理下において事故が発生した際、児童生徒の生命と健康を最優先にした迅速、かつ適切な対応を行うとともに、発生原因の究明や、これまでの安全対策の検証はもとより、児童生徒に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止等の取組が求められます。

■アレルギーの症状による救急搬送、誤食など、アレルギーの事故が発生した場合は、速やかに各区・教育担当に連絡をしてください。また、「川崎市立学校におけるアレルギー事故発生報告書（p.43 様式第1号）」を提出してください。

（２）研修会の実施

全職員がアレルギー疾患（食物アレルギーやアナフィラキシーなど）の正しい知識をもち、エピペン®を正しく扱えるように実践的な研修を定期的実施します。

校内にエピペン®を所持している児童生徒の有無にかかわらず、アレルギー疾患に対する理解を深め、緊急時に適切に対応できるよう、年１回以上は研修を実施して備えることが重要です。

また、研修後は教育委員会からの校内研修実施依頼文書を参照して、報告書を教育委員会健康教育課まで提出してください。

なお、研修を行うに当たっては、文部科学省・（公財）日本学校保健会が作成した「学校におけるアレルギー疾患対応資料」DVDやエピペン®トレーナー（平成27年3月に配布）等を活用してください。

○研修内容の例

- ・アレルギー疾患の基本的な知識の理解
児童生徒のアレルギー症状への理解と留意点
- ・配慮が必要な児童生徒についての共通理解
- ・緊急時の対応

※「緊急時の対応」については、状況のシミュレーションやロールプレイを取り入れた実践的な研修が勧められます。

○研修時期の例

- ・年度初め（給食開始まで）に全職員の共通理解を図る。
- ・校外行事や宿泊を伴う行事の前など必要に応じて実施する。

◆川崎市立学校におけるアレルギー対応Q & A

<学校生活管理指導表について>

Q 1 学校生活管理指導表は、具体的にはどのようなときに必要となりますか？

【回答】 学校生活管理指導表をお渡しする対象者をどのように決定するのかにつきましては、学校生活を送る上で何らかの配慮を希望する保護者に対しては、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用:川崎市教育委員会改編）」を配付して提出を求めます。アレルギー疾患を持つ児童生徒全員の保護者に提出を求めるものではありませんが、学校給食において、学校での対応を求める児童生徒については、医師の診断による学校生活管理指導表 A（食物アレルギー用）の提出を必ず求めます。

Q 2 文書料はかかりますか？

【回答】 学校生活管理指導表は、文書料が発生しますが、令和4年度診療報酬改定において、保健医療機関が、アナフィラキシーの既往歴のある患者もしくは食物アレルギー患者である児童生徒等の通学する学校の学校医に対して、当該児童生徒が学校生活を送るに当たって必要な情報（学校生活管理指導表等）を提供した場合に、診療情報提供として診療報酬の算定の対象となりました。その他の場合においては、保険診療外となります。医療機関によって料金は様々ですが、診断根拠を記入すべき欄もありますので、検査料や文書料をすべて含めると、料金は数千円から1万円程度かかる場合があります。（*専門医療機関においては、入院で厳密な検査をされる場合もあり、それ以上の料金が必要となる場合もあります。）

Q 3 学校生活管理指導表は、一度提出されればよいのですか？

【回答】 アレルギーの病状は変化することがあります。継続して管理が必要な場合には、原則として、内容が同じでも1年に1度は学校生活管理指導表を更新していただきます。（病状が変化した場合には、その都度提出いただくことになります。）

Q 4 主治医に記載してもらうときに、特に重要な事項は何ですか？

【回答】 特に、川崎市の学校生活管理指導表では、「どのような状態になったときに、どう対応するか」について主治医の指示が具体的に記入されるようにしています。この具体的な指示については、主治医への十分な確認をお願いします。（p.24～25 資料2-②を活用）

Q 5 学校生活管理指導表に記載する保護者同意の有無で、どのような違いがありますか？

【回答】 学校生活管理指導表の保護者同意とは、全職員への対応の周知及び市立学校間における情報の引継ぎについての同意を確認するためのものです。同意する場合は、学校長は、教職員全体にその児童生徒の対応を周知するとともに、市立学校間における進学や転学等の場合には、その児童生徒の情報（配慮事項等を含む。）を、学校間で確実

に引継ぎます。同意しない場合は、当該児童生徒に直接かかわる学級担任、養護教諭など特定の教職員にしか周知されず、また、必要な情報が進学先、転学先等へ引継げず、十分な対応がとれない、又はとれない恐れが生じることになりますので、同意していただけるよう保護者に説明する必要があります。

Q 6 学校生活管理指導表の用紙が必要な場合には、どこに請求するのですか？
また、日本学校保健会ホームページからダウンロードされた学校生活管理指導表が提出された場合はどうしますか？

【回答】 各学校において必要となった部数を教育委員会健康教育課までご連絡ください。
なお、他都市から転入された方で他の学校生活管理指導表を提出される方については、あらためて川崎市版の学校生活管理指導表の提出依頼をする必要はありません。
ただし、必要な場合には、保護者の承諾を得て主治医への聞き取り等を行います。
また、次の提出の時には、川崎市版の学校生活管理指導表の提出を依頼します。

<アナフィラキシーについて>

Q 7 アナフィラキシー状態の対応で注意することは、どのようなことでしょうか？

【回答】 学校でアナフィラキシー状態になった場合には、皮膚や粘膜の状態、呼吸の状態、消化器症状や意識状態について十分な観察を行い、緊急性が認められた場合には、速やかに救急車を要請するなどの対応を行います。（p.14 参照）

ただし、初発のアナフィラキシーを回避することは困難ですので、体調不良に陥った児童生徒については、アレルギーによるアナフィラキシーの可能性を考慮した健康観察や対応が必要です。

緊急性がないと判断された場合でも、アナフィラキシー状態をおこした原因がないか確認し、本人の状態や学校で行った対応などを保護者に伝えてください。

Q 8 エピペン®についての医師法第 17 条の解釈はどのようなものですか？

【回答】 平成 25 年 11 月に文部科学省スポーツ・青少年局健康教育課長名で厚生労働省医政局医事課長へ医師法第 17 条の解釈について「学校現場等で児童生徒がアナフィラキシーショックに陥り生命が危険な状態である場合に、救命の現場に居合わせた教職員が自己注射薬（「エピペン®」）を自ら注射ができない本人に代わって注射する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、（公財）日本学校保健会発行、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成 20 年 3 月 31 日）において示している内容に即して教職員が注射を行うものであれば、医師法違反とはならないと解してよろしいか。」と照会がされ、それについて厚生労働省医政局医事課長より「貴見のとおり。」と回答されています。（「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」p.92 参照）

Q 9 学校がエピペン®を購入し、保健室に常備できませんか？

【回答】 エピペン®は、アナフィラキシーを起こす危険性が高く、万一の場合に直ちに医療機関での治療が受けられない状況下にいる者に対し、事前に医師が処方する自己注射薬です。市販している薬品ではありませんので、学校で購入し、保健室等に常備することはできません。

Q 10 学校でアレルギー疾患用の内服薬等を預かってほしいと依頼があったのですが、どのように対応したらよいのでしょうか。

【回答】 学校内においては、医療用医薬品の預かりに関する教職員の共通理解が必要です。（公財）日本学校保健会「学校における薬品管理マニュアル」より注意点を抜粋改編しましたので、参照の上、対応してください。

学校内においては、医療用医薬品の預かりに関する教職員の共通理解が必要です。

- ① 医療用医薬品を預かることは可能でも、一定の条件等※を満たさない限り教職員が学校で預かった医療用医薬品を児童生徒に使用することはできないことについて共通理解を図ってください。

※ 教職員が児童生徒に医療用医薬品を使用する行為は、医行為に当たるので行うことはできません。しかし、児童生徒が、以下の3つの条件を満たしており、事前の保護者の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上であれば医薬品の使用（①皮膚への軟膏の塗布、②湿布薬の貼付、③点眼薬の点眼、④一包化された内服薬の内服、⑤肛門からの坐薬の挿入、⑥鼻腔粘膜への薬剤噴霧）の介助が可能です。

【3つの条件】

- 1 患者の容態が安定していること。
- 2 医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要ではないこと
- 3 医薬品の使用に関して専門的配慮が必要でない場合

（「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）、医政発第0726005号、平成17年7月26日」参照）

このように容態が安定していることが介助の条件であるため、児童生徒の症状が急に变化した場合などは、医療用医薬品の使用の介助はできなくなります。

なお、食物などによるアレルギー患者のアナフィラキシー発現時のアドレナリン注射については、状況によっては教職員が使用する場合がありますので、『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（日本学校保健会）』p.37を参照してください。

- ② 適切な保管場所を確保するとともに、必要時に保管場所から取り出して、教職員が児童生徒に確実に使用させることができる体制が必要となります。
- ③ 誰が責任をもって預かるかを決めてください。

- ④ 保護者と十分話し合い、共通理解を図ってください。

原則として、保管のみで教職員が使用させることはできないこと。また、適切に使用させることができない場合があることを理解してもらう必要があります。児童生徒の保護者が学校に来訪し、預かっている医療用医薬品を使用することは可能です。

- ⑤ 保護者に預かり書（依頼書）の提出をお願いします。

※⑤については、「アレルギー対応表」「食物アレルギー調査票」にその内容を含んでいます。（p.26、27資料3又は4参照）

○医薬品の保管について

- ① 預かった医療用医薬品を安全に保管できる場所を確保してください。

医療用医薬品は、保健室や職員室など教職員が確実に管理できる場所に保管する必要があります。なお、他の児童生徒の目に触れないようにすることも大切です。

- ② 緊急時に対応が可能となる保管方法にしてください。

食物などによるアレルギー患者のアナフィラキシー発現時のアドレナリン注射剤など、緊急を要する医療用医薬品は、教職員が必要時に直ちに本人に渡せるように周知徹底しておく必要があります。

なお、鍵をかけて保管している場合には教職員に鍵の場所を周知しておく必要があります。

- ③ 保護者から医療用医薬品の預かりについて依頼を受ける際に、学校では保管中に破損、紛失が生じないよう十分注意することを説明した上で、破損・紛失が生じた場合の責任を負うことはできないことなどについて、保護者の理解を求めておく必要があります。

Q 1 1 アドレナリン自己注射薬（エピペン®）の保管については、どうすればよいですか？

【回答】 特に、アドレナリン自己注射薬は、十分な患者教育を受けた本人と保護者が、緊急事態におちいる前に使用するものです。急激に症状がすすむアレルギー症状に迅速に対応するためにも本人保管が原則となります。学校での保管を依頼された場合には、前記「医療用医薬品の預かりに関する教職員の共通理解」の①～⑤を確認します。

<学校給食について>

Q 1 2 複数の児童生徒がそれぞれ異なる原因食材にアレルギーがある場合、1つの料理でそれぞれの児童生徒に対応した除去食を提供するのですか。

【回答】 除去すべき複数の児童生徒に共通した料理を提供します。

誤食事故の理由として多いのが、煩雑な調理場での作業が挙げられます。安全性を最優先とした給食対応が大切です。

例：乳アレルギー児童生徒と小麦アレルギーの児童生徒がいる場合
「クリームシチュー」の場合

チーズ、牛乳、小麦粉の全てを抜いた「コンソメスープ風」のものを共通して提供します。

Q 1 3 乳アレルギーで牛乳 5 0 cc までは負荷検査で許可が出ているのですが、飲用牛乳と 5 0 cc 以上の調理用牛乳を除去するのでしょうか。

【回答】 乳の完全除去対応となります。食べるか食べないかの二者択一になりますので、パンに脱脂粉乳が配合されている場合も食べられません。

Q 1 4 卵のアレルギーで、揚げ油も分けることが求められました。揚げ油は複数回使用するため心配です。

【回答】 揚げ油を分けるなど、微量の混入にまで注意を払う必要がある場合は、対象者は重篤なアレルギーがあると言えます。安全な給食提供が困難であるため弁当対応としてください。

Q 1 5 持参した弁当は、どのように保管したらよいのでしょうか。

【回答】 原則として本人保管とします。

<宿泊行事について>

Q 1 6 自然教室、修学旅行における食事の対応はどうなりますか？

【回答】 学校は、事前に必要な情報を得て保護者と話し合いをし、宿泊先などとの調整を行うことが重要です。

学校は、宿泊行事等が行われる前に、食事メニューや使用食品についての情報を得て、保護者にその内容を伝えます。食物アレルギーや原因食品が明らかで特別な対応が必要な場合には、宿泊先などにおける食事内容の変更などについての相談や確認をするなどの対応を行います。対応の具体的な内容について、保護者・学校・宿泊先それぞれの受け取り方が違う場合にはトラブルの原因となることがありますので十分な確認を行います。

◆参考資料

◆様式

資料1「学校生活管理指導表」については、
必要な場合は健康教育課 学校保健・体育係にご連絡ください。

資料2、3、4、7、様式については、
サインスウェブに掲載していますので、ご活用ください。

A 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前 (男・女) 年 月 日生 川崎市立 学校 年 組 提出日 年 月 日 次期 月 日
※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

病型・治療		学校生活上の留意点		1. 医療機関用	
アナフィラキシー (アレルギー) 食物アレルギー (アレルギー)	A 食物アレルギー(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー B アナフィラキシー(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 食物 (原因) () 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 薬品 () 5. その他 () C 原因食物・薬品 該当する食品の番号に○をいし、かつ○内に該当食品を記載 1. 卵黄卵白 () 2. 牛乳・乳製品 () 3. 小麦 () 4. 大豆 () 5. そば () 6. ピーナツ () 7. 甲殻類 () 8. きのこ・菌類 () 9. 果物 () 10. 魚類 () 11. 肉類 () 12. その他 () D 緊急時に備えた処方箋 1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬(エピペン®) 3. その他 ()	A 食事 1. 管理不要 2. 管理必要 B 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 C 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 D 運動に伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 E 原因食物を除去する場合により厳しい対応が必要なものは未記入に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、献立対応が困難となる場合があります。 鶏卵：卵黄・卵白 牛乳：乳脂・乳清・脱脂乳・乳糖 小麦：小麦粉・胚芽・小麦 大豆：大豆油・醤油・味噌 果物：りんご・みかん・いちご・バナナ 肉類：豚肉・牛肉 F その他の配慮・管理事項(自由記述)	★保護者 電話： () (緊急時連絡先) 水通連絡先() 医療機関名： () 電話： () 記載日 年 月 日 医師名 () 医療機関名 ()		
	病型・治療 A 症状のコントロール状況 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 B-1 長期管理薬(吸入) 1. ステロイド吸入薬 () 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入薬併用療法 () 3. その他 () B-2 長期管理薬(内服) 1. ステロイド内服薬 () 2. その他 () B-3 長期管理薬(注射) 1. 生物学的製剤 () C 発作時の対応 1. ステロイド吸入薬 () 2. ステロイド内服薬 () 3. その他 ()	学校生活上の留意点 A 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触や水コリ等の飼育環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 運動に伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記述)	★保護者 電話： () (緊急時連絡先) 水通連絡先() 医療機関名： () 電話： () 記載日 年 月 日 医師名 () 医療機関名 ()		
	病型・治療 A 病型 1. 過労性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 3. 慢性鼻炎 4. アレルギー性鼻炎 5. その他 () B 治療 1. 抗アレルギー薬 2. ステロイド点鼻薬 3. 免疫抑制薬 4. その他 ()	学校生活上の留意点 A プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要 C 校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記述)	★保護者 電話： () (緊急時連絡先) 水通連絡先() 医療機関名： () 電話： () 記載日 年 月 日 医師名 () 医療機関名 ()		
	病型・治療 A 病型 1. 過労性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 3. 慢性鼻炎 4. アレルギー性鼻炎 5. その他 () B 治療 1. 抗アレルギー薬 2. ステロイド点鼻薬 3. 免疫抑制薬 4. その他 ()	学校生活上の留意点 A プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要 C 校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記述)	★保護者 電話： () (緊急時連絡先) 水通連絡先() 医療機関名： () 電話： () 記載日 年 月 日 医師名 () 医療機関名 ()		

※学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を全教職員で共有すること、並びに市立学校間における通学や転学等の場合には本表の写しを通学先、転学先等へ提出し情報の共有を図ることに同意します。

保護者氏名 ()

B 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前 (男・女) 年 月 日生 川崎市立 学校 年 組 提出日 年 月 日 次期 月 日
※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

病型・治療		学校生活上の留意点		1. 医療機関用	
アトピー性皮膚炎 (アレルギー)	A 重症度(軽度・中等・重症) 1. 軽度：皮膚に発疹がみられ、軽度の症状のみ見られる。 2. 中等度：強い発疹を伴う皮膚が全身の10%以上、30%未満に見られる。 3. 重症度：強い発疹を伴う皮膚が全身の30%以上に見られる。 ※軽度の皮膚 軽度の紅斑、乾燥、掻痒などの症状 ※強い発疹を伴う皮膚 紅斑、丘疹、びらん、潰瘍、掻痒などの症状 B-1 使用する外用薬 1. ステロイド外用薬 () 2. ステロイド外用薬 () 3. ステロイド外用薬 () 4. その他 () B-2 使用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 () 2. その他 () B-3 使用する注射薬 1. 生物学的製剤 ()	学校生活上の留意点 A プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要 C 校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記述)	★保護者 電話： () (緊急時連絡先) 水通連絡先() 医療機関名： () 電話： () 記載日 年 月 日 医師名 () 医療機関名 ()		
	病型・治療 A 病型 1. 過労性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 3. 慢性鼻炎 4. アレルギー性鼻炎 5. その他 () B 治療 1. 抗アレルギー薬 2. ステロイド点鼻薬 3. 免疫抑制薬 4. その他 ()	学校生活上の留意点 A プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要 C 校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記述)	★保護者 電話： () (緊急時連絡先) 水通連絡先() 医療機関名： () 電話： () 記載日 年 月 日 医師名 () 医療機関名 ()		
	病型・治療 A 病型 1. 過労性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 3. 慢性鼻炎 4. アレルギー性鼻炎 5. その他 () B 治療 1. 抗アレルギー薬 2. ステロイド点鼻薬 3. 免疫抑制薬 4. その他 ()	学校生活上の留意点 A プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要 C 校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記述)	★保護者 電話： () (緊急時連絡先) 水通連絡先() 医療機関名： () 電話： () 記載日 年 月 日 医師名 () 医療機関名 ()		
	病型・治療 A 病型 1. 過労性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 3. 慢性鼻炎 4. アレルギー性鼻炎 5. その他 () B 治療 1. 抗アレルギー薬 2. ステロイド点鼻薬 3. 免疫抑制薬 4. その他 ()	学校生活上の留意点 A プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要 C 校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記述)	★保護者 電話： () (緊急時連絡先) 水通連絡先() 医療機関名： () 電話： () 記載日 年 月 日 医師名 () 医療機関名 ()		

※学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を全教職員で共有すること、並びに市立学校間における通学や転学等の場合には本表の写しを通学先、転学先等へ提出し情報の共有を図ることに同意します。

保護者氏名 ()

保護者様

川崎市教育委員会

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
（公財）日本学校保健会作成・川崎市教育委員会改編 は、以下の手順で
ご活用ください。

- 1 学校生活で、配慮・管理が必要な場合、「学校生活管理指導表」を提出していただきます。
- 2 主治医の先生に記入してもらい、家庭保存用を除き学校へ提出してください。
- 3 この用紙をもとに学校で話し合いを持つことがあります。
学級担任と連絡を取り面談日を決めてください。
- 4 病状は変化することがあります。同じ内容でも年1回以上の提出をお願いします。
- 5 緊急時の対応等のため、「学校生活管理指導表」に記載された情報を学校の教職員全員及び
関係機関などで共有する必要があります。保護者の署名をお願いします。

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
（公財）日本学校保健会作成・川崎市教育委員会改編 は、以下のような
構成になっています。

- 川崎市教育委員会の改編版では、主なアレルギー疾患を緊急性に応じて A 表と B 表に分けた 2 部構成・4 枚複写になっています。
- 主治医の先生には、お子さんの疾患についての情報と学校生活上の指示を記載していただきます。
「病型・治療」欄：アレルギー疾患の原因や服薬中の薬などお子さんの疾患状況が記載されます。
「学校生活上の留意点」：学校生活における管理・配慮の必要性が記載されます。

A 表：食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支ぜんそく

保護者の緊急連絡先を記入してください。

B 表：アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎 アレルギー性鼻炎

緊急時の対応等のため、「学校生活管理指導表」に記載された情報を学校の教職員全員で共有すること、市立学校間における進学や転学等の場合には、学校間で確実に引継ぐことが必要です。
保護者の署名をお願いします。

アレルギー疾患を有する児童生徒の主治医の皆様へ

川崎市教育委員会

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記載のお願い

アレルギー疾患のある児童生徒の中には、学校生活で、特に管理や配慮を必要とする児童生徒がいます。学校が、このような児童生徒に対して、適切な管理や配慮を実施するためには、主治医の皆様からの指導が必要です。

保護者の皆様からの求めに応じ、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載をお願いします。

また、川崎市においては、学校給食における食物アレルギーの対応は、次のとおりです。

- 除去食対応食品は、表示義務のある特定原材料 8 品目（卵、乳、小麦、えび、かに、落花生、そば、くるみ）とし、代替食対応は行わない。
※本市の学校給食では、えび、かに、落花生、そば、くるみは使用しない。
- 小・特別支援学校においては、施設設備、人員等を考慮し、上記 8 品目を上限として対応する品目は各学校で検討し決定する。食べるか食べないかの二者択一とする。

気管支ぜん息「A 症状のコントロール状態」について

評価項目	コントロール状態（最近 1 か月程度）		
	良好 (すべての項目が該当)	比較的良好	不良 (いずれかの項目が該当)
軽微な症状 ※ 1	なし	週 1 回未満、月 1 回以上	週 1 回以上
明らかな急性増悪(発作) ※ 2	なし	なし	月 1 回以上
日常生活の制限	なし	なし(あっても軽い)	月 1 回以上
β ₂ 刺激薬の服用	なし	週 1 回未満、月 1 回以上	週 1 回以上

※ 1 軽い症状とは、運動や大笑い、大泣きの後や起床時などに一過性が認められるがすぐに消失する咳やぜん鳴、短時間で覚醒することのない夜間の咳込みなど、見落とされがちな軽い症状を指す。

※ 2 明らかな急性増悪（発作）とは、咳込みやぜん鳴が昼夜にわたって持続あるいは反復し、呼吸困難を伴う定型的なぜん息症状を指す。

（小児気管支喘息治療・管理ガイドライン 2017 より）

学校生活管理指導表

アレルギー疾患用
(公財)日本学校保健会作成・
川崎市教育委員会改編

の記入方法は次のとおりです。

A 表：食物アレルギー・アナフィラキシー・ 気管支ぜんそく

B 表：アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎、 アレルギー性鼻炎

※本表は大きな変化がない場合、1年間を通じて使用しますので、現在の状況および、今後1年間を通じて予測される状況を記載ください。早期に管理を見直す可能性がある場合には、次回何か月後に再提出すべきか右上にご記入ください。

※必要に応じて、保護者を通じて、学校より詳細な情報や指導を求められることもあります。その際のご協力もよろしくお願いします。

学校生活管理指導表（川崎市教育委員会改編）はA表とB表の2部構成になっています。

①疾患名のところの（あり・なし）欄に当該疾患の有無について○をつけ、「あり」の場合、下位項目のそれぞれの記入をお願いします。

②「病型・治療」欄

当該疾患の原因や症状、服薬中の薬など、子どもの現在の状況を記入してください。

C「除去根拠」について

診断根拠として重要なのは、①明らかな症状の既往、②食物経口負荷試験陽性です。③摂取可能であるにもかかわらず、血液検査陽性だけを根拠に原因食物の除去を指示することは適切ではありません。④未摂取で除去が必要な食物がある場合のみ記入してください。

③「学校生活上の留意点」欄

学校生活における管理の必要性について記入してください。

E「原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの」について

ここに記載されている食材は、極微量のアレルゲンが含有されている程度であり、症状誘発の原因となりにくいため基本的に除去する必要はありません。本欄に○がついた場合には給食対応が困難となりますので慎重に考慮ください。

F「自由記述欄」について

その他の配慮事項・管理事項の他、アレルギー原因食物・除去根拠が昨年の管理指導表に記載された内容と異なる場合（追加・解除など）は、その旨について記入してください。

④「緊急時連絡先」について

「連絡医療機関」については、緊急の対応が必要になることもあるため、緊急時の連絡先として、地域の救急医療機関等を記入してください。（必要に応じて保護者と相談して記入してください。）

⑤記載日、医師名、医療機関名を記入してください。

アレルギー対応表(ぜん息等 食物以外)

資料3

川崎市立〇〇〇学校

出席者：保護者、教職員氏名 面談日： 年 月 日

年 組 児童生徒氏名

1. 保護者記入欄（太線枠内）

診断名 (診断日)	(診断日： 年 月)
かかりつけ医療機関	病 院 名： 電話番号： 主 治 医： (診療科：)
症状・対応	原 因 物 質： 発症時の症状： 家庭での対応： 毎日使用している薬： あり (薬品名：) ・ なし アナフィラキシー： あり (いつ？： 年 月) ・ なし
学校に持参する薬	あり (薬品名：) ・ なし
他児童生徒への周知	同意する ・ 同意しない
緊急時連絡先	氏 名： (続柄：) 電話番号：
本校に兄弟の有無	あり (年 組 名前) ・ なし

2. 確認事項（学校が記入）

学校での配慮事項 (運動、プール等)	
薬の取り扱い	保管場所： 使用方法：
緊急時の対応	

3. その他

・ 学校生活管理指導表の提出 あり (年 月) ・ なし

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、記載された内容を全職員で共有すること、並びに市立学校間における進学や転学等の場合には本表の写しを進学先、転学先等へ提出し情報の共有化を図ることに同意します。 年 月 日 保護者署名

※面談後、コピーし保護者に渡す。

食物アレルギー調査票

サインズに使用例とともに掲載していますので、ダウンロードしてご活用ください。

		小・中・高等学校用	
秘			
食物アレルギー調査票			
ふりがな			
氏名			
生年月日	年度	年組	ふりがな 氏名
食物アレルギーについての調査			
※健康に配慮するための資料としますので、保護者の方がご記入になり学校へご提出ください。			
(1)原因となる食材とアレルギー症状などについて具体的にお書きください。			
原因食品	症 状	対 応	自宅での食事
(例)卵	口のまわりがかゆくなる	うがいをする	生では食べさせていない
(2)今までにアナフィラキシーショックを起こしたことがありますか？ ☐ なし ☐ あり → エピペン®の使用（なし・あり） （最後の発症年月日 年 月 歳） 原因食品は何でしたか _____			
(3)学校給食において、主治医から指導を受けていることや特に配慮が必要と思われること、その他知らせておきたいことがありましたらお書きください。 []			
組		備考欄	

(イ)

第 一 先

勤務先の場合
(名称:)
(内線:)

勤務先の場合
(名称:)
(内線:)

勤務先の場合
(名称:)
(内線:)

電話番号

電話番号

使用方法・量

アレルギー性結膜炎)

印

科でのアレルギー反応について
たことのない食品について
で初めて食べることをないように)

親印

担当の先生への献立に関して非協力を認める

資料 5—①

実施日を入力します。

28

令和●年 ●月分 加工食品の配合内容表(中学校給食センター)

資料②

……記号はアルギー対象が含まれる物資

* アレルギ－物質

品名	配合内容											
片栗粉	ばれいしよでん粉											
春雨	甘藷粉 馬鈴薯澱粉	せんい素 グリコー ル酸ナト リウム										
こんにやく	こんにやく粉	水										
チーズ	*ナチュラ ルチーズ (ゴーダ チーズ 60%以上)	重曹	水									
ロールパン	*小麦粉	マーガリン	砂糖	パン酵母	食塩	水	*イースト フード(小 麦)					
トマト水煮	トマト	トマト ピューレ										
ミックスフルーツ	*りんご缶詰 (クエン酸、ビタミンC) *黄桃缶詰 (クエン酸、ビタミンC) *白桃缶詰 (クエン酸、ビタミンC)	洋梨缶詰 (クエン酸、ビタミンC)	砂糖	クエン酸	クエン酸 三ナトリウム	水						
塩こんぶ	昆布	醤油	砂糖	水あめ	*塩分増加 水分和物 (大豆)	乳糖	醸造酢	食塩	酵母 エキス	かつお エキス	でんぷん (タピオカ)	
焼きちくわ	魚肉すり身(すけそ うたら・いといとりたい きんときだいさん 主)	馬鈴薯 澱粉	米油	米油	みりん	食塩	ブドウ糖	砂糖	水			

個人アレルギー食品一覧表

校種により記載されている文言は異なります。

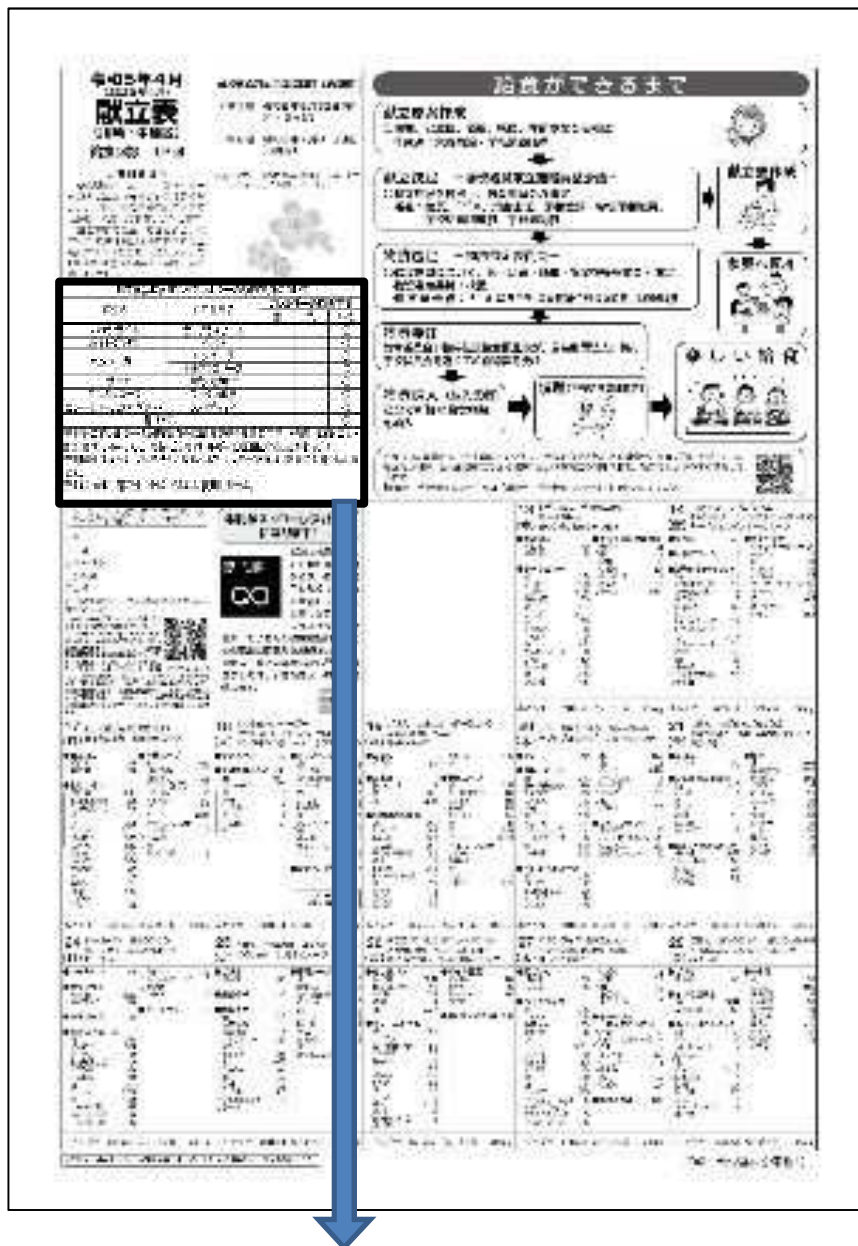
個人アレルギー食品一覧表【記入例】		南部学校給食センター		B			
実施日	料理名	食品名	可食量 (g)	乳・乳製品 小麦 卵	豚肉	除去食対応等	代替のおかずを家庭から持参する場合はこの欄に「弁当」と記入
2 (月)	ロールパン	ロールパン	60	●	●	代替ごはん提供	
	ミートパスタ	ペーゴン		●	●	除去食対応できない食品が含まれるため除去食提供できません	弁当
		ペンネマカロニ	24	●	●		弁当
3 (火)	あじフライ	あじフライ	70	●	●	卵・乳・小麦の他にアレルギーがある場合、除去食の提供ができません。	弁当
	セタ汁	スパゲツティ	6	●	●		
6 (金)	夏野菜のカレー	小麦粉	6.5	●	●	除去食提供	保護者記入欄所(除去食対応できないものは、食べないのか、弁当持参するか、保護者にて記載)
9 (月)	とうがんのかきたま汁	卵	26	●		除去食提供	
10 (火)	カレーシチュー	チーズ	6.5	●			
		小麦粉	5.85	●		除去食提供	
		調理用牛乳	5.85	●			
		はっこう乳	193	●			

・学校給食センターが実施しているすべての日について記載しているため、各学校において、実施日としていない日も記載されています。
 ・卵・乳・小麦の3品目については、除去食の提供ができ、「除去食対応等」の欄に記載されていますので、御確認ください。
 ・上記3品目を含むものでも、加工食品や他のアレルギーが該当する場合は、除去食提供できません。
 ・除去食対応以外で一覧表に記載された献立は、アレルギーを含むもので、食べることができません。
 ・魚、貝、きのこ、果物のうち食べることができないものは、網掛けをしています。
 ・乳に該当する方は、飲用牛乳停止となっていますので、飲用牛乳の表示はありません。
 ・御家庭でも上記の給食について確認・声かけをお願いいたします。御確認されましたら、記名の上、学校へ御提出ください。
 ・御家庭用の控えとして、記名後の用紙を学校でコピーし、お渡しします。

上記のアレルギー情報について確認しました。
 令和 年 月 日
 保護者氏名

※ 微量のアレルギーについては対応できない場合があります。

小学校・特別支援学校用
家庭配布用献立表の記載例



加工食品に含まれるアレルギーの原因物質について				
献立名	加工食品名	アレルギーの原因物質		
		卵	乳	小麦
ハヤシライス	デミグラスソース			○
ポテトグラタン	パン粉			○
ハンバーガー	ハンバーグ			○
	デミグラスソース			○
ラザニア	リボンマカロニ			○
ワンタンスープ	ワンタンの皮			○
カレークリームスパゲッティ	スパゲッティ			○
各種パン				○
※上記のアレルギー原因物質以外に給食で使う食品の中で、とり肉・豚肉・大豆・さば・さけ・いか・りんご・もも・ごまもアレルギーの原因となることがあります。 ※調味料(しょうゆ、酢、みそ)に含まれるアレルギー物質は、除去の対象とはしません。 ※えび、かに、落花生、そば、くるみは使用しません。				

中学校用 家庭配布用献立表等の記載例

[illegible]

令和5年 4月分延べ人口(単位:千人)		令和5年 4月分延べ人口(単位:千人)		令和5年 4月分延べ人口(単位:千人)		令和5年 4月分延べ人口(単位:千人)	
令和5年 4月分延べ人口(単位:千人)		令和5年 4月分延べ人口(単位:千人)		令和5年 4月分延べ人口(単位:千人)		令和5年 4月分延べ人口(単位:千人)	
項目	人口	項目	人口	項目	人口	項目	人口
1. 総人口	100.0	2. 男性	50.0	3. 女性	50.0	4. 年齢別人口	100.0
5. 年齢別人口	100.0	6. 性別別人口	100.0	7. 年齢別人口	100.0	8. 性別別人口	100.0
9. 年齢別人口	100.0	10. 性別別人口	100.0	11. 年齢別人口	100.0	12. 性別別人口	100.0
13. 年齢別人口	100.0	14. 性別別人口	100.0	15. 年齢別人口	100.0	16. 性別別人口	100.0
17. 年齢別人口	100.0	18. 性別別人口	100.0	19. 年齢別人口	100.0	20. 性別別人口	100.0
21. 年齢別人口	100.0	22. 性別別人口	100.0	23. 年齢別人口	100.0	24. 性別別人口	100.0
25. 年齢別人口	100.0	26. 性別別人口	100.0	27. 年齢別人口	100.0	28. 性別別人口	100.0
29. 年齢別人口	100.0	30. 性別別人口	100.0	31. 年齢別人口	100.0	32. 性別別人口	100.0
33. 年齢別人口	100.0	34. 性別別人口	100.0	35. 年齢別人口	100.0	36. 性別別人口	100.0
37. 年齢別人口	100.0	38. 性別別人口	100.0	39. 年齢別人口	100.0	40. 性別別人口	100.0
41. 年齢別人口	100.0	42. 性別別人口	100.0	43. 年齢別人口	100.0	44. 性別別人口	100.0
45. 年齢別人口	100.0	46. 性別別人口	100.0	47. 年齢別人口	100.0	48. 性別別人口	100.0
49. 年齢別人口	100.0	50. 性別別人口	100.0	51. 年齢別人口	100.0	52. 性別別人口	100.0
53. 年齢別人口	100.0	54. 性別別人口	100.0	55. 年齢別人口	100.0	56. 性別別人口	100.0
57. 年齢別人口	100.0	58. 性別別人口	100.0	59. 年齢別人口	100.0	60. 性別別人口	100.0
61. 年齢別人口	100.0	62. 性別別人口	100.0	63. 年齢別人口	100.0	64. 性別別人口	100.0
65. 年齢別人口	100.0	66. 性別別人口	100.0	67. 年齢別人口	100.0	68. 性別別人口	100.0
69. 年齢別人口	100.0	70. 性別別人口	100.0	71. 年齢別人口	100.0	72. 性別別人口	100.0
73. 年齢別人口	100.0	74. 性別別人口	100.0	75. 年齢別人口	100.0	76. 性別別人口	100.0
77. 年齢別人口	100.0	78. 性別別人口	100.0	79. 年齢別人口	100.0	80. 性別別人口	100.0
81. 年齢別人口	100.0	82. 性別別人口	100.0	83. 年齢別人口	100.0	84. 性別別人口	100.0
85. 年齢別人口	100.0	86. 性別別人口	100.0	87. 年齢別人口	100.0	88. 性別別人口	100.0
89. 年齢別人口	100.0	90. 性別別人口	100.0	91. 年齢別人口	100.0	92. 性別別人口	100.0
93. 年齢別人口	100.0	94. 性別別人口	100.0	95. 年齢別人口	100.0	96. 性別別人口	100.0
97. 年齢別人口	100.0	98. 性別別人口	100.0	99. 年齢別人口	100.0	100. 性別別人口	100.0

【令和5年4月】
アレルギーの原因物質を含む加工食品の表示について

献立名	加工食品名	アレルギーの原因物質		
		卵	乳	小麦
黒コッペパン	黒コッペパン			○
ポテのグラタン風	ペンネマカロニ			○
揚げぎょうざ	野菜ぎょうざ			○
ハヤシライス	デミグラスソース			○
ヨーグルト	ヨーグルト		○	

※上記のアレルギー原因物質以外に給食で使用する食品の中で、いか、ごま、さけ、さば、大豆、とり肉、豚肉、もも、りんご、ゼラチンもアレルギーの原因となることがあります。
※調味料(しょうゆ、酢、みそ)に含まれるアレルギー物質は、除去の対象とはしません。
※えび、かに、落花生、そば、くるみは使用しません。

※除去する必要のない調味料・だし・添加物等
(文部科学省 学校給食における食物アレルギー対応指針より)

鶏卵：卵殻カルシウム
牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦：しょうゆ・酢・みそ
大豆：大豆油・しょうゆ・みそ
ごま：ごま油
魚類：かつおだし・いりこだし・魚しょう

年 月 日

様

川崎市立
校 長

学校

学校給食における食物アレルギー対応決定通知書

食物アレルギーによる学校給食への対応について、次のとおり決定したので通知します。

1 年 組	2 年 組	(ふりがな) 氏 名 _____
3 年 組	4 年 組	
5 年 組	6 年 組	

① 対応内容

対応開始日	年 月 より			
対応内容 ※○をつける	除去食対応 (情報提供を含む)	一部弁当対応 (一部の献立だけ 弁当を持参する・ 情報提供を含む)	情報提供のみ (一部弁当持参は しない)	完全弁当対応 (すべての献立に 関して弁当を持参)
原因食品	※○をつける 卵・乳・小麦	※原因食品名記載	※原因食品名記載	※原因食品名記載
特記事項 (給食当番の 配慮など)				

② 保護者記入欄

年 月 日 上記の内容で、食物アレルギー対応給食を行うことを了承します。 保護者名 _____

*原本を学校控えとする
*卒業後、5年間保存文書

年 月 日

様

川崎市立
校 長

学校

学校給食における食物アレルギー対応決定通知書

食物アレルギーによる学校給食への対応について、次のとおり決定したので通知します。

1 年 組	(ふりがな) 氏 名 _____
2 年 組	
3 年 組	

① 対応内容

対応開始日	年 月 より			
対応内容 ※○をつける	除去食対応 (情報提供を含む)	一部弁当対応 (一部の献立だけ 弁当を持参する・ 情報提供を含む)	情報提供のみ (一部弁当持参は しない)	完全弁当対応 (すべての献立に 関して弁当を持参)
原因食品	※○をつける 卵・乳・小麦	※原因食品名記載	※原因食品名記載	※原因食品名記載
特記事項 (給食当番の 配慮など)				

② 保護者記入欄

年 月 日 上記の内容で、食物アレルギー対応給食を行うことを了承します。 保護者名 _____

*原本を学校控えとする
*卒業後、5年間保存文書

学校給食における食物アレルギー対応決定通知書
【記入上の注意点・記入例】

対応開始日	令和 3 年 4 月 より			
対応内容 ※○をつける	除去食対応 (情報提供を含む)	一部弁当対応 (一部の献立だけ弁当を持参する・ 情報提供を含む)	情報提供のみ (一部弁当持参はしない)	完全弁当対応 (すべての献立に関して弁当を持参)
原因食品	※○をつける 卵・乳・小麦	※原因食品名記載 原因食品が食べられないので、家庭から持参したい日がある場合となります。	※原因食品名記載 原因食品を食べないようにするため、学校又は給食センターで原因食品のチェックをする場合は、原因食品名も記載します。 家庭でチェックし、原因食品を食べないようにする場合は、対応内容の項目「情報提供のみ」に○印をつけます。原因食品名をここには記載せず、特記事項欄に記載します。弁当の持参は出来ません。	※原因食品名記載
特記事項 (給食当番の配慮など)	飲用牛乳の停止がある場合は、こちらに記載します。他、当日の声かけ、運動誘発アナフィラキシーなど、配慮事項があれば記載します。 乳除去食の場合も、飲用牛乳停止と記載します。			

【記入例 1】乳・小麦の除去食対応

対応開始日	令和 3 年 4 月 より			
対応内容 ※○をつける	除去食対応 (情報提供を含む)	一部弁当対応 (一部の献立だけ弁当を持参する・ 情報提供を含む)	情報提供のみ (一部弁当持参はしない)	完全弁当対応 (すべての献立に関して弁当を持参)
原因食品	※○をつける 卵・乳・小麦	※原因食品名記載	※原因食品名記載	※原因食品名記載
特記事項 (給食当番の配慮など)	飲用牛乳停止 給食当番・片付け時の配慮 (原因食品を含む献立の配膳・片づけをしない) エピペン®あり			

【記入例2】一部弁当対応

対応開始日	令和 3 年 4 月 より			
対応内容 ※○をつける	除去食対応 (情報提供を含む)	一部弁当対応 (一部の献立だけ弁当を持参する・ 情報提供を含む)	情報提供のみ (一部弁当持参はしない)	完全弁当対応 (すべての献立に関して弁当を持参)
原因食品	※○をつける 卵・乳・小麦	※原因食品名記載 卵、乳 除去食対応できる食品ですが、自分で持参したい場合は、こちらに記入します。	※原因食品名記載	※原因食品名記載
特記事項 (給食当番の配慮など)	弁当持参の日の配膳時の声かけ 給食当番の配慮 (原因食品を含む献立の配膳をしない) 配膳時の配慮 (最初に配膳する)			

【記入例3】除去食と一部弁当対応

対応開始日	令和 3 年 4 月 より			
対応内容 ※○をつける	除去食対応 (情報提供を含む)	一部弁当対応 (一部の献立だけ弁当を持参する・ 情報提供を含む)	情報提供のみ (一部弁当持参はしない)	完全弁当対応 (すべての献立に関して弁当を持参)
原因食品	※○をつける 卵・乳・小麦	※原因食品名記載 きゅうり、すいか、メロン、冬瓜	※原因食品名記載	※原因食品名記載
特記事項 (給食当番の配慮など)	原因食品を含む献立の日の当日、教室での声かけ (弁当持参の確認・配膳時の注意) 飲用牛乳停止			

【記入例4】 情報提供のみ：学校又は給食センターで原因食品をチェック

対応開始日	令和 3 年 4 月 より			
対応内容 ※○をつける	除去食対応 (情報提供を含む)	一部弁当対応 (一部の献立だけ弁当を持参する・ 情報提供を含む)	情報提供のみ (一部弁当持参はしない)	完全弁当対応 (すべての献立に関して弁当を持参)
原因食品	※○をつける 卵・乳・小麦	※原因食品名記載	※原因食品名記載 ししゃも 学校又は給食センターで原因食品のチェックをする場合は、原因食品名を記載します。	※原因食品名記載
特記事項 (給食当番の配慮など)	給食当番の配慮 (原因食品を含む献立の配膳をしない)			

【記入例5】 情報提供のみ：家庭で原因食品をチェック

対応開始日	令和 3 年 4 月 より			
対応内容 ※○をつける	除去食対応 (情報提供を含む)	一部弁当対応 (一部の献立だけ弁当を持参する・ 情報提供を含む)	情報提供のみ (一部弁当持参はしない)	完全弁当対応 (すべての献立に関して弁当を持参)
原因食品	※○をつける 卵・乳・小麦	※原因食品名記載	※原因食品名記載 情報のみ提供し、家庭でチェックして原因食品を食べないようにする場合は、食品名は空欄です。	※原因食品名記載
特記事項 (給食当番の配慮など)	りんご 上記に原因食品名を記載せず、特記事項欄に記載します。			

【記入例6】乳の除去食と情報提供

対応開始日	令和 3 年 4 月 より			
対応内容 ※○をつける	除去食対応 (情報提供を含む)	一部弁当対応 (一部の献立だけ弁当を持参する・ 情報提供を含む)	情報提供のみ (一部弁当持参はしない)	完全弁当対応 (すべての献立に関して弁当を持参)
原因食品	※○をつける 卵・乳・小麦	※原因食品名記載	※原因食品名記載 魚全般	※原因食品名記載
特記事項 (給食当番の配慮など)	飲用牛乳停止 学校又は給食センターで原因食品をチェックをする場合は、原因食品名を記載します。			

【記入例7】完全弁当対応

対応開始日	令和 3 年 4 月 より			
対応内容 ※○をつける	除去食対応 (情報提供を含む)	一部弁当対応 (一部の献立だけ弁当を持参する・ 情報提供を含む)	情報提供のみ (一部弁当持参はしない)	完全弁当対応 (すべての献立に関して弁当を持参)
原因食品	※○をつける 卵・乳・小麦	※原因食品名記載	※原因食品名記載	※原因食品名記載 魚全般
特記事項 (給食当番の配慮など)				

【記入例8】完全弁当対応者が牛乳を申し込む場合

対応開始日	令和 3 年 4 月 より			
対応内容 ※○をつける	除去食対応 (情報提供を含む)	一部弁当対応 (一部の献立だけ弁当を持参する・ 情報提供を含む)	情報提供のみ (一部弁当持参は しない)	完全弁当対応 (すべての献立に 関して弁当を持参)
原因食品	※○をつける 卵・乳・小麦	※原因食品名記載	※原因食品名記載	※原因食品名記載 魚全般
特記事項 (給食当番の 配慮など)	牛乳のみ(牛乳以外停止)			

【記入例9】解除の追記の仕方
(原因食品を全て解除する場合)

年 月 日

川崎市立
校 長

学校

学校給食における食物アレルギー対応決定通知書

食物アレルギーによる学校給食への対応について、次のとおり決定したので通知します。

1 年 組	2 年 組	(ふりがな) 氏 名
3 年 組	4 年 組	
5 年 組	6 年 組	

いつから解除となるのか
手書きで追記します。

① 対応内容

対応開始日	令和 ● 年 4 月 より 令和○年○月○日より解除			
対応内容 ※○をつける	除去食対応 (情報提供を含む)	一部弁当対応 (一部の献立だけ 弁当を持参する・ 情報提供を含む)	情報提供のみ (一部弁当持参は しない)	完全弁当対応 (すべての献立に 関して弁当を持参)
原因食品	※○をつける 卵 乳 小麦	※原因食品名記載	※原因食品名記載	※原因食品名記載
特記事項 (給食当番の 配慮など)	二重線で 見え消しにします。 飲用牛乳は○月○日分より提供開始 解除(除去食停止)する日と 異なる場合に記載します。			

② 保護者記入欄

令和 ● 年 ● 月 ● 日

上記の内容で、食物アレルギー対応給食を行うことを了承します。

保護者名 ○ ○ ○ ○

保護者記入欄を手書きで追記します。

*原本を学校控えとする

*卒業後、5年間保存文書

令和 年 月 日

上記の対応を、学校生活管理指導表の記載に基づき解除とし、通常の給食とすることを了承します。

保護者名

【記入例 10】解の追記の仕方

(原因食品が2種類以上又は対応が重複している場合)

年 月 日

川崎市立
校 長

学校

学校給食における食物アレルギー対応決定通知書

食物アレルギーによる学校給食への対応について、次のとおり決定したので通知します。

1 年 組	2 年 組	(ふりがな) 氏 名
3 年 組	4 年 組	
5 年 組	6 年 組	

いつから対応変更となるのか
手書きで追記します。

① 対応内容

対応開始日	令和 ● 年 4 月 より 令和○年○月○日より対応変更			
対応内容 ※○をつける	除去食対応 (情報提供を含む)	一部弁当対応 (一部の献立だけ 弁当を持参する・ 情報提供を含む)	情報提供のみ (一部弁当持参は しない)	完全弁当対応 (すべての献立に 関して弁当を持参)
原因食品	※○をつける ○ 卵 乳・小麦	※原因食品名記載 ごま	※原因食品名記載	※原因食品名記載
特記事項 (給食当番の 配慮など)	解除となる食品を 二重線で見え消しにします。 ごまについては、令和○年○月○日より 学校生活管理指導表の記載に基づき解除とします。 解除となる食品について 上記のように手書きで追記します。			

② 保護者記入欄

令和 ● 年 ● 月 ● 日

上記の内容で、食物アレルギー対応給食を行うことを了承します。

保護者名 ○ ○ ○ ○

保護者記入欄を手書きで追記します。

*原本を学校控えとする
*卒業後、5年間保存文書

令和 年 月 日

上記の追記した内容で、食物アレルギー対応給食を行うことを了承します。

保護者名

【記入例 11】解除の場合の記入の仕方
(新規作成する場合)

年 月 日

川崎市立
校 長

学校

学校給食における食物アレルギー対応決定通知書

食物アレルギーによる学校給食への対応について、次のとおり決定したので通知します。

1 年 組	2 年 組	(ふりがな) 氏 名
3 年 組	4 年 組	
5 年 組	6 年 組	

① 対応内容

対応開始日	令和 ● 年 ● 月 ● 日より			
対応内容 ※○をつける	除去食対応 (情報提供を含む)	一部弁当対応 (一部の献立だけ 弁当を持参する・ 情報提供を含む)	情報提供のみ (一部弁当持参は しない)	完全弁当対応 (すべての献立に 関して弁当を持参)
原因食品	※○をつける 卵・乳・小麦	※原因食品名記載	※原因食品名記載	※原因食品名記載
特記事項 (給食当番の 配慮など)	この欄に解除する食品(▲▲)について下記の文章を記入します。 ▲▲については、学校生活管理指導表の記載に基づき解除とします。 【一部解除の場合】 ▲▲と▲▲と▲▲については、学校生活管理指導表の記載に基づき解除とします。			

② 保護者記入欄

令和 ● 年 ● 月 ● 日 上記の対応を学校生活管理指導表の記載に基づき解除とし、通常の給食とすることを了承します。

— 上記の内容で、食物アレルギー対応給食を行うことを了承します。

一部解除の場合は、記載されている文面をそのまま使用します。

全解除の場合は、こちらの文章を追記し、記載されている文面には、取り消し線を入れます。

○ ○ ○ ○

* 原本を学校控えとする
* 卒業後、5年間保存文書

◆様式

(様式第 1 号)

川崎市教育委員会

健康教育課長 様

年 月 日

川崎市立 学校

校長

川崎市立学校におけるアレルギー事故発生報告書

アレルギー事故が発生しましたので、次の通り報告いたします。

件 名	
事故発生の日時	年 月 日 曜日 時 分
事故発生場所	
児童生徒氏名	年 組 氏名 () 性別 ()
保護者氏名	
事故の概要 ① 発生事故の経緯 ② 事故の内容・原因 ③ 発症者の状況等 (どのような経緯で症状が出て、誰が、どのように気が付き、その場でどのような措置をとったか、救急搬送の有無、発症の原因等)	
学校の対応と処置 ① 事故後の対応 ② 今後の対応 ③ 校長の所見等 (発症者のその後の経過、検査の結果等を含む)	
食物アレルギーの場合 (献立及び使用材料)	

参考文献

公益財団法人 日本学校保健会

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」

令和 2 年 3 月

文部科学省

「学校給食における食物アレルギー対応指針」 平成 27 年 3 月

文部科学省・公益財団法人 日本学校保健会

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」 平成 27 年 3 月

消費者庁

「早わかり 食品表示ガイド」 令和 2 年 1 1 月版

厚生労働科学研究班による

「食物アレルギーの栄養指導の手引き 2011」 2012 年 5 月

独立行政法人 環境再生保全機構

「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2014」

2014 年 6 月

公益財団法人 日本学校保健会

「学校における薬品管理マニュアル」 平成 22 年 2 月

イラスト (p.14)

川崎市立川崎総合科学高等学校デザイン科卒業生 野口 奏恵

川崎市立学校におけるアレルギー疾患を
有する児童生徒への対応マニュアル

作成 川崎市教育委員会事務局
健康教育課・健康給食推進室

発行 令和 3 年 2 月
(令和 7 年 3 月一部改訂)